熊取町小中学校内における携帯電話の取扱いに関する方針

熊取町教育委員会 令 和 2 年 4 月

子どもが心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いであり、子どもが安心・安全に生活できることは大人の責務です。この度、大阪府の携帯電話の取扱いに関するガイドラインの策定を受け、本町の従来の考え方に基づき、「熊取町小中学校内における携帯電話の取扱いに関する方針」を策定致しました。

校内への持ち込みは原則禁止とします。

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、利便性が高くなっています。一方、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。大阪府公立中学校長会が行った調査のまとめにも、携帯電話の使用に関する危険性やルールを、子どもたちや保護者に指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であると示されています。このことから、学校では、すべての子どもに対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組んでいます。

熊取町においては、これまでも校内への持ち込みについては原則禁止としながらも、特別な事情がある場合に限り、各学校と保護者で協議してまいりました。今後も、従来どおり携帯電話の校内への持ち込みは原則禁止とします。しかし、大阪府教育委員会の方針にもあるとおり、子どもの安全確保の観点から、防災・防犯上の特別な事情があると保護者が判断した場合に限り、学校へご連絡ください。

※携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。ただ、子どもに携帯電話を持たせる際には、保護者として責任をもって、その使用方法・使用時間、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

※登下校中の子どもに携帯電話を所持させる場合には、学校との協力が不可欠です。学校のルールを子どもと確認し、 保護者の責任のもとで守らせることが、子どもの安全や子どもに携帯電話の適切な使い方を身に付けさせることにつなが ります。

今後、情報化社会の中で、子どもたちが携帯電話とうまくつきあい、安心・安全に、また健やかに成長できる環境をみんなでつくっていきましょう。